平成２３年（フ）第６７７号
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目８番地１
債務者　池田こと　盧　　昌子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２４年（フ）第１５号
兵庫県淡路市江井2767番地２
債務者　上野　　等
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２４年（フ）第１６号
兵庫県淡路市江井2767番地２
債務者　上野　博美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２４年（フ）第１号
群馬県桐生市東３丁目３番26―63号
債務者　吉澤　幸惠
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２４年（フ）第２７６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２丁目５番２号　サンハイツ103号
債務者　山中　恵美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第２８５号
さいたま市見沼区大字南中丸94番地５　エクセルガーデン大宮Ｄ201、旧住所さいたま市見沼区大字東新井710番地50　６―502
債務者　古木　延子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第２９８号
埼玉県戸田市川岸２丁目６番７号
債務者　細野幸一郎
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第３３８号
さいたま市浦和区上木崎４丁目10番３号　第三児玉荘102
債務者　川原　郁夫
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第３５７号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目９番11―303号
債務者　光嶋　美鈴（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第３８７号
さいたま市見沼区春野１丁目９番４―303号
債務者　細井　健二
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第３８８号
さいたま市見沼区春野１丁目９番４―303号
債務者　細井　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第４３７号
さいたま市見沼区春野１丁目６番５―602号
債務者　廣瀬　英彦
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第４５５号
さいたま市見沼区東大宮１丁目24番地１　第一レジデンスやまそう101
債務者　安田　貴志
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第５２１号
さいたま市浦和区北浦和３丁目21番７号203、旧住所さいたま市浦和区仲町２丁目17番21―302号
債務者　山田　美奈（旧姓庭月野）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第５７９号
名古屋市北区志賀本通１丁目22番地　ユーハウス志賀本通８Ｃ号
債務者　古井　孝文
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第２４号
三重県鈴鹿市岸岡町2707番地の158
債務者　伊藤　　哲
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
津地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第３１号
三重県津市城山３丁目10番５―202号
債務者　髙橋由佳里
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
津地方裁判所破産係